

第九号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十六の項を削り、三十七の項を三十六の項とする。

附 則

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅券法の一部が改正されたことに伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。